

沼津市市民協働に関する基本指針

平成 24 年 4 月

沼津市

=目 次=

はじめに	1
1 市民と行政との協働の意義	2
2 協働とは	
(1) 協働の定義	3
(2) 協働の主体	3
(3) 協働の方法	4
3 協働の推進にあたって	
(1) 協働に取り組む姿勢	7
(2) 協働の領域	8
4 協働を推進するための施策	
(1) 情報の集約と共有化	9
(2) 人材育成等	9
(3) 市民等の参画機会の拡充	9
おわりに	10

はじめに

近年、少子高齢化の急速な進行や環境問題を始めとした社会的問題を背景として、市民ニーズは多様化・複雑化してきており、行政に求められる公共サービスの範囲は拡大しつつあります。

これまで公共サービスは、行政が担うべきものという考え方で行われてきましたが、NPO等による活動の浸透や民間事業者の社会貢献活動への取り組みが進んできたことにより、これまでの行政の役割が大きく見直され、市民、市民活動団体、事業者及び行政等の多様な主体で「公共」を担って行くという「新しい公共」のあり方が求められるようになってきました。

本市においては、これまで全国に先駆けて実施したごみの分別収集やエコ活動、各種審議会への公募委員の登用、パブリックコメント制度の実施など市民参加によるまちづくりを進めてきました。

さらに、平成23年度からスタートした第4次沼津市総合計画では、すべての市民が安心して心豊かに暮らし、本市が将来にわたり静岡県東部地域の拠点都市として輝き続けるための、まちづくりを進めていく方針を示し、「市民主体の協働のまちづくり」を基本指針の一つと位置づけ施策展開を進めることとしております。

そこで本指針では、行政が、市民、市民活動団体及び事業者との協働を推進していくにあたっての、協働に係る考え方や協働を実施する上での姿勢など、それぞれの主体が共通の認識を持ち連携していくために、必要な基本事項についてまとめました。

この指針に基づき「市民主体の協働のまちづくり」を推進していくことで、第4次沼津市総合計画に掲げた将来都市像「人と環境を大切にする県東部広域拠点都市・沼津」の実現につなげてまいります。

1 市民と行政との協働の意義

近年、少子高齢化の進行や環境問題をはじめとした、多様化・複雑化する社会的問題について、市民、市民活動団体、事業者及び行政などが単独で解決していくことは年々難しくなっています。

これまでの行政主導による公共サービスも同様の問題を抱えており、今後の公共サービスのあり方や、市民主体の協働のまちづくりをどのように実現していくかが、重要な課題となっています。

このような状況において、市民の中には「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識をもち、自治会・NPO・ボランティア等の市民活動団体に所属し、地域や社会の課題解決に向けて、自発的な活動を展開する人たちが増えてきており、それぞれの主体の中には、先駆性・柔軟性・専門性を活かして、行政との協働事業に取り組むものも見られるようになってきました。

また、行政だけでなく市民、市民活動団体及び事業者等の参加と選択のもとで、それぞれが積極的に公共的なサービスの提案や提供の主体となり、医療・福祉・教育・子育て・まちづくり・学術・文化・環境・雇用・国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う「新しい公共」の概念が広がり、それぞれの主体との協働を推進していくことが期待されてきています。

そこで、「新しい公共」の概念を踏まえ、本市が「市民主体の協働のまちづくり」を推進していくために、行政は市民の声に応え、市民が主体的にまちづくりに参画し、協働が円滑に進行できる環境を整備することが求められてきています。

2 協働とは

(1) 協働の定義

協働とは、一般的に「社会的な役割や機能が異なる複数の主体（市民、市民活動団体、事業者及び行政等）が対等の立場で、取り組むべき事業の設定や役割分担を行い、それぞれが持てる資源をともに活用して事業を協力して推進すること」と解釈されています。

協働で重要なことは、互いが目指す目的を明確にして、対等の立場で、共に協力して地域課題に取り組んでいくことです。

本市においては「人と環境を大切にする県東部広域拠点都市・沼津」を実現するため、「市民主体の協働のまちづくり」を基本指針の一つとした事業展開を進めることとして、「市民」を協働の主体として考えています。

そこで協働とは、「市民をはじめとした本市に関わる様々な主体が、住みやすい魅力あるまちをつくるため、互いに知恵と力を出し合い、対等な立場で公共を担うこと」と定義し、協働の推進を図っていきます。

(2) 協働の主体

協働を担う主体は、市民、市民活動団体及び事業者（以下これらを「市民等」という。）並びに行政が想定されます。

（協働の主体）

区 分	定 義	協働による効果
市 民	沼津市に在住・通勤・通学している人など	公益的活動への参加機会が増加します。 公共サービスの質の向上により満足度が高まります。
市民活動団体 自治会等 (地縁組織)	自治会・コミュニティ・PTA等の従来から地域づくりを担ってきた組織及び団体	地域課題を自らが解決することにより自治意識が向上します。
NPO等 (志縁組織)	NPO法人・ボランティア団体等の社会貢献活動を行う組織及び団体	活動機会が増加するとともに、その成果による信頼性が高まり、より使命を効果的に実現できるようになります。

区 分	定 義	協働による効果
事業者	一般企業・公益法人・学校法人・商工会議所等の組織	社会貢献の意欲を活かせる機会が増加します。 活動実績により事業者への理解や評価が高まります。
行政	市役所・教育委員会・市の外郭団体等の組織	市民ニーズに沿った公共サービスの提供が可能となり、市民主体のまちづくりにつなげることができます。 行政とは異なる特性を持つ市民等の考え方や活動に触れることにより、職員の意識改革や資質向上につなげることができます。

※ 自治会とNPOの関係

「地縁組織」… 自治会や町内会などの地域で結びついている団体であり、結束力が高く活動の継続性や動員力に優れている。

「志縁組織」… NPOやボランティア団体などの解決すべき社会的課題等を共有する団体であり、専門性が高く、柔軟性、ネットワーク性に優れている。

地域課題を解決していくためには、この地縁組織と志縁組織の特性を生かして連携・協力していく必要があります。

そのためには、相互の関係を理解し、それぞれの特性が最大限に発揮できるような場の設置やネットワークの構築を図っていくことが重要です。

(3) 協働の方法

協働を行うには、様々な手段があり、どの方法で実施していくかについては、個々の事業の目的や内容、相手方を検討するだけでなく、その事業過程における波及効果や相乗効果なども視野に入れ、最も効果的な協働の手段を検討していく必要があります。

また、協働事業を行う上での注意点として、「スケールメリット」を主な目的とするのではなく、市民等の持つ新しい発想や提案、専門性を誘導していくことが必要です。

さらに、「協働する」ことを目的とするのではなく、協働自体が、「事業の効率的・効果的な進行」「事業目的の達成」「サービスの質の向上」を図るための手段として考えていくことが必要です。

(協働の方法例)

協働の方法・定義	効果	留意点
<p><委託> 行政が担当すべき分野の事業を行政にはない優れた特性を持つ市民等に契約をもって委ねる方法</p> <p><指定管理者の指定> 行政が担当すべき公の施設の管理を行政にはない専門性・独自性を持つ市民等に協定をもって委ねる方法</p>	<p>それぞれの専門性を活用したサービスを提供できる。</p>	<p>市民等の特性を活用することにより、行政が自ら実施することよりもより良い成果をあげる必要があることから、仕様書等の作成段階から、市民等との十分な協議が必要である。</p> <p>また、責任の所在、成果物の帰属についても明確化する必要がある。</p>
<p><補助・助成> 市民等が取り組む事業のうち、行政がその必要性を認めるものについて補助金を交付する方法</p>	<p>市民等の取り組む事業の更なる推進が可能となる。</p>	<p>事業の性質を十分に把握し、公益上必要があると認めた場合に交付対象とし、交付対象の選定の透明化を図る必要がある。</p>
<p><共催> 市民等の各主体が、行政と共に主催者となって協力し事業を実施する方法</p>	<p>各々の特性を活用して効果的な事業執行ができ、それぞれが持つネットワークを相互に活用することで広報効果を高められる。</p>	<p>役割・費用分担について明確化し、各々の特性を活かし事業効果を高める必要がある。</p>
<p><後援> 市民等が主催する事業に対して、その公益性を認め、行政の名義使用を承認して、その事業の社会的信頼性の上昇を図る方法</p>	<p>市民等の活動に対する社会的信頼が増すことが期待でき、行政側にとっても市民等との親密度が上昇するなどのメリットがある。</p>	<p>後援選定の公平性や透明性に配慮が必要であり、事業の公益性・営利性を十分理解する必要がある。</p>
<p><事業協力> 市民等と行政の双方が情報や人材などを提供し合い事業を進めていく方法</p>	<p>市民等の専門知識を活かせる。 双方の得意分野を活かし効果的な事業執行ができる。</p>	<p>相互の特性を活かした役割分担、事業期間を明確化する必要がある。</p>

沼津市市民協働に関する基本指針

協働の方法・定義	効 果	留意点
<p><政策提案・企画立案> 行政が行う施策・事業の企画立案に際し、市民等からの意見を聴取し、施策や事業に反映させる方法</p>	<p>市民等からの視点により、新たなニーズが把握でき、早い段階から目的を共有できる。</p>	<p>事業目的の明確化と情報の共有化に努め、公平に提案を募る必要がある。</p>
<p><実行委員会・協議会> 市民等と行政を含めた多様な主体により、新たな組織を作り、その組織が主催者となって事業を行う方法</p>	<p>企画段階からの協働が可能であることから、対等な関係づくりがしやすく相互理解を深めることができる。</p>	<p>事業目的や役割分担を明確化するとともに情報を共有化する必要がある。</p>
<p><使用許可等> 行政財産の使用許可、若しくは目的外使用許可等を与え、市民等に活用させる方法</p>	<p>当該行政財産の有効活用が可能となる。</p>	<p>許可を与える事業による効果、選定方法の検討が必要である。</p>
<p><情報交換・情報提供> 市民等と行政がそれぞれ持つ情報の提供や情報交換を行う方法</p>	<p>情報収集の効率化、情報の共有化を図ることで相互理解、相互協力の推進を図ることができる。</p>	<p>互いの立場を尊重し、建設的な意見をする必要があり、情報の更新についての配慮が必要である。</p>

3 協働の推進にあたって

市民等と行政が協働を更に推進していくためには、それぞれが協働についての共通認識を持ち、自らの力のできる領域については自らがいき、協働が必要な領域については、相互の取り組みにより対応していく必要があります。

そこで、協働に取り組む姿勢と領域について、次のとおり明記します。

(1) 協働に取り組む姿勢

① 自主性と自立性を尊重した対等な関係

協働とは、市民等と行政の良いところを活かし、対等な関係のもとで進めるものです。

よって、一方が他方に従う関係になってしまうと、その利点が活かせません。

互いに対等な関係として認識することで、率直な意見交換を行うことが必要です。

② 相互理解と信頼関係の構築

協働とは、互いの自主性と自立性を尊重し合い、共通の目的に向けて取り組むものであり、そのためには互いの信頼関係がなければ、真の意味での協働は達成できません。

市民等と行政が互いに頼りきりにならないように、それぞれが自立した上で、互いの特性や違いを理解し信頼関係を構築することが必要です。

③ 情報の共有と公開

市民等と行政の信頼関係を築くには、互いの情報が自由に得られる開かれた状態であることが必要です。

市民等においては自分たちの組織や活動状況、行政においては協働事業の内容や、協働相手の選定基準等の情報を示すことで、それぞれが協働の取り組みに参画しやすい環境を整えることが必要です。

④ 目的と役割分担の明確化

協働事業を効果的に進めていくには、互いの目的と役割分担を明確化することが必要です。

事業計画の段階から、効果的な役割分担を考えていくことが必要です。

⑤ 協働事業の評価

協働事業を改善し発展させていくには、事業の目的が達成されたかどうか、より効果的なサービスが提供できたかなどを適宜評価し、次の施策に反映させることが必要です。

※ **協働の評価の考え方**

協働の評価は、事業の成果とは必ずしも一致しないことに注意します。

事業が成功し評価が高い場合であっても、協働の関係が対等でなかったり、両者が信頼関係を築くことができなかつたなど、協働の評価が低い場合もあります。

また逆の場合として、事業はあまり成功したとはいえない場合であっても、協働により別の波及効果があり、その効果が大きかつた場合などは、協働そのものは成功したと考えられます。

協働事業については、事業成果そのものと、協働という手法の両面について評価を行い、それぞれの評価を今後の事業展開に反映させていくことが必要です。

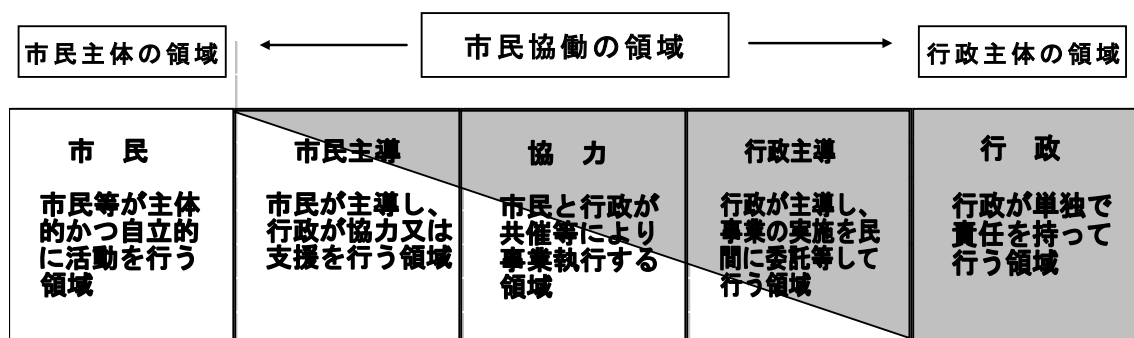
(2) **協働の領域**

協働事業の推進については、「とにかくなんでも協働すれば良い」というものではありません。協働することによって効果が上がる事業もあれば、協働の必要性がない事業もあります。

よって、効率的に協働を推進していくには、地域の課題を「誰がどのように担うことが最も適しているのか」を考える必要があります。

協働の推進には、次のように市民の責任と主体で行うべきものと、行政の責任と主体で行うべきもの以外の、市民主導・協力・行政主導の領域が対象と考えられることから、それぞれの事業がどの領域に位置づけられるものであるかの判断が必要です。

(協働の領域)



4 協働を推進するための施策

(1) 情報の集約と共有化

- ① 市のHP・広報紙等により、協働事業に係る情報、各種団体の情報等を積極的に発信します。
- ② 市の各分野における協働事業をデータベース化し、必要な情報が得られやすいように整備します。
- ③ 市民等の各種団体間の連携や協力を推進するため、柔軟で効果的なネットワーク構築に務め、それぞれの抱える課題などの共有化から協働事業への展開を促進します。

(2) 人材育成等

市民等と行政が、協働を円滑に推進するため、互いの合意形成能力や企画能力の育成を進めるとともに、共に考え学ぶ場を創出します。

- ① 行政職員の人材育成
職員の協働に対する認識を統一し、日常の事業において、協働を事業推進の選択肢の一つとして取り入れることができるような意識啓発を目的とした研修を実施します。
- ② 市民等の人材育成
市民一人ひとりがまちづくりの一端を担っているという意識を広げ、更なる市民活動の活性化を図るための人材育成研修を実施します。
- ③ NPOの育成
協働を担える団体を養成するため、NPO設立の相談及び運営のサポート、NPO法人格を取得するために必要な支援を実施します。

(3) 市民等の参画機会の拡充

- ① 行政の各分野において、協働をコーディネートできる人材を養成し、それぞれの事業において企画の段階から市民等が参画できるよう、庁内の協働推進体制の整備に努めます。
- ② 行政が従来から直接行ってきた事業や新たに行おうとする事業について、市民等との協働により高い効果が期待できる事業を「協働委託事業」として実施できる制度の確立に努めます。
- ③ 市民等から受けた協働事業の提案を「協働提案型事業」として実施できる制度を検討します。

おわりに

この「沼津市市民協働に関する基本指針」は、第4次沼津市総合計画に掲げる基本指針である「市民主体の協働のまちづくり」を実現するために策定したものであり、市民等と行政が協働を推進していくための理念と施策を示したものです。

今後、市としても、この指針の考え方が全市的な展開となり、市民協働によるまちづくりが進展するよう、施策の推進に努めてまいります。

また、この指針については、市民等と行政の協働の進行状況に応じて、適宜見直しをしてまいります。